

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労や生活等にお困りの方へ

就労支援や生活支援に関する情報を掲載しました。ご利用の前に、必ず最新の情報をご確認ください。

各相談窓口一覧

就労について相談したいとき

全ての年齢層の方向け		
ハローワーク上野	☎3847-8609(代表)	全国の求人情報の検索、職業紹介や就職活動に必要な情報提供をしています。
台東区産業振興課 (雇用・就業相談)	☎5246-1152 月・火・木・金曜 10時~17時(予約制)	専門のキャリアカウンセラーが適切な助言で問題解決へのお手伝いをします。
東京しごとセンター(総合相談)	☎5211-1571	全ての年齢層の方に、仕事の紹介・相談・情報提供・セミナーなど、様々な支援をしています。
若年の方、子育て中の方向け		
台東区子育て・若者支援課 (給付担当)	☎5246-1232	ひとり親家庭向け自立支援、職業訓練給付金等
①マザーズハローワーク日暮里 ②日暮里わかものハローワーク	①☎5850-8611 ②☎5850-8609	①仕事と子育ての両立を目指す方等の就職を支援します。お子様を連れての利用にも配慮しています。 ②35歳未満の方を対象に、職業相談・紹介のほか、各種就職支援を行います。
東京新卒応援ハローワーク	☎5339-8609	大学・専修学校等の卒業予定者や既卒者を対象に、求人情報提供・就職相談・セミナーなどの支援を行います。
高齢の方向け		
(公社)台東区シルバー人材センター	☎3864-3338	区内在住で、健康で働く意欲のある60歳以上の方が会員になり、活動しています。
外国の方向け		
東京外国人雇用サービスセンター	☎0570-011000 ①言語選択(「1」日本語、「2」英語) ②施設選択(「3」をプッシュ)	留学生や専門的分野の在留資格の方の職業相談や紹介、事業主に対する外国人雇用の募集に関する情報提供をしています。
新宿外国人雇用支援・指導センター	☎3204-8609	日本人の配偶者等、就労に制限のない在留資格を持つ外国人の方、アルバイトを希望する外国人留学生の職業相談・紹介をしています。

障害のある方向け		
台東区障害者就労支援室	☎3847-6431	区内在住で、15歳～59歳の一般就労を希望する障害のある方ご家族、又は障害者雇用を考えている企業の方の就労を支援します。
東京障害者職業センター	☎6673-3938	障害のある方の就職や職場定着に向けた支援、障害のある方を雇用している(雇用を検討している)事業主の方への相談・援助を行っています。
疾患のある方向け		
東京都若年性認知症総合支援センター	☎3713-8205	若年性認知症の方ご家族を対象に、相談や就労支援のコーディネート(職場との調整について助言)を行います。
難病患者就職サポーター (ハローワーク飯田橋内)	☎3812-8609 (部門コード 44#)	症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に発症した方の雇用継続などの総合支援を行っています。(要予約)
離職等により経済的に困窮している方向け		
台東区保護課 (生活困窮者支援担当)	☎5246-1158	経済的に困窮している方の生活や仕事に関する悩み事について、専門の支援員が相談者に寄り添いながら問題の解決に向けた支援を行います。
職業に必要な知識や技術を身につけたい方向け		
城東職業能力開発センター 台東分校	☎3605-6140 ☎3843-5911	就職に向けて必要な知識・技能を学んでいたくための職業訓練を実施しています。

労働問題(解雇・雇止め等)について相談したいとき

総合労働相談コーナー	東京労働局 ☎3512-1608 上野 ☎6872-1144
労働条件相談ほっとライン	☎0120-811-610 月～金:17時～22時、土日・祝日:9時～21時 ※年末年始(12月29日～1月3日)は除く
東京都労働相談情報センター ①【電話相談】 東京都ろうどう110番 ②【来所相談(予約制)】 亀戸事務所 (江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ7階)	①☎0570-00-6110 月～金曜 9時～20時、土曜9時～17時 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。土曜日は、祝日及び12月28日～1月4日を除く) ②☎3637-6110 月～金曜9時～17時、火曜は20時まで (祝日及び12月29日～1月3日を除く)
外国語対応の相談窓口は下記のサイトよりご確認ください	
厚生労働省「確かめよう労働条件」 (労働条件に関する総合情報サイト)	https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html
東京都「TOKYO はたらくネット」	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/index.html

心の健康について相談したいとき

精神保健福祉センター	☎ 3844-2212
東京都夜間こころの電話相談	☎ 5155-5028 毎日17時～22時(受付は21時30分まで)
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」	https://kokoro.mhlw.go.jp
働く人の「こころの耳電話相談」	☎ 0120-565-455 月・火曜17時～22時／土・日曜10時～16時 (祝日、年末年始は除く)

DV等の悩みについて相談したいとき

たいとうパープルほっとダイヤル	☎ 3847-3611 月～土曜9時～17時 ※日曜、第1・第3・第5月曜(祝日の場合は翌日)を除く
DV相談ナビ	☎ #8008 (最寄りの窓口につながります)
DV相談プラス	☎ 0120-279-889 (24時間対応)

生きづらさを感じるなど様々な悩みについて相談したいとき

こころと生きかたなんでも相談	☎ 5246-5819 (予約制) 予約受付時間:9時～17時 ※第1・第3・第5月曜(祝日の場合は翌日)休館
よりそいホットライン	☎ 0120-279-338
東京都若者総合相談センター「若ナビα」	☎ 3267-0808 https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp
東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	☎ 0570-087478 14時～翌朝5時30分／年中無休

最新情報や、より詳しく内容を知りたい方は、こちらをご覧ください。

台東区
ホームページ



ハローワーク上野
ホームページ



【経済産業省】
新型コロナウイルス
感染症関連



【東京都】
新型コロナウイルス
感染症対策サイト



【厚生労働省】
ホームページ



【厚生労働省】
確かめよう
労働条件



【厚生労働省】
働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト



【東京都】
TOKYO
はたらくネット



【東京都】
若者総合相談センター
若ナビα



お金(生活費)に困っているとき

支援内容は、随時追加・変更されます。申込前に必ず最新情報をご確認ください。

緊急小口資金・総合支援資金(生活費)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

メニュー	貸付対象者	貸付上限	償還期限	貸付利子
緊急小口資金	一時的な資金が必要な方 (主に休業された方)	①学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内 ②その他10万円以内	2年以内 (据置期間 1年以内)	無利子
総合支援資金 (生活支援費)	生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等) ※自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。	①2人以上 月20万円以内 ②单身 月15万円以内 貸付期間:原則3か月以内	10年以内 (据置期間 1年以内)	無利子 保証人不要

申込先 (社福)台東区社会福祉協議会 生活支援室
 【予約制】 ☎5828-7547 (受付時間:平日8時30分~17時15分)
 問合せ先:コールセンター ☎0120-46-1999 (受付時間:9時~21時 土日・祝日含む)

住居確保給付金 (家賃補助)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住宅確保給付金を支給します。

対象 ①離職・廃業後2年以内の方 ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月(一定の要件に該当する場合、2回まで延長でき、最大で9か月間となる場合があります。)

支給額上限 家賃額(東京都の場合 単身世帯53700円~7人世帯以上83800円)

支給要件 ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うことなどの条件や、同一世帯の方の収入に制限があります。

問合せ先:コールセンター ☎0120-23-5572 9時~21時(土日・祝日含む)

税金や保険料等の納付の猶予

名称	内容	問合せ先
国税の納付猶予制度	原則1年間猶予 猶予期間の延滞税の減免	東京上野税務署 ☎3821-9001(代表) 浅草税務署 ☎3862-7111(代表)
都税の納付猶予制度	原則1年間猶予 猶予期間の延滞税の減免	台東都税事務所 ☎3841-1271 平日 8時30分~17時
住民税の納付猶予制度	原則1年間猶予 猶予期間の延滞税の減免	台東区役所 収納課 ☎5246-1107 平日 8時30分~17時15分
厚生年金保険料等の猶予制度	納付すべき保険料等の納期限 から6か月以内に申請	上野年金事務所 ☎3824-2511 平日 8時30分~17時15分
公共料金の支払い猶予等	水道、下水道、NHK、電気、ガス、 固定電話・携帯電話の使用料等	お手続きが必要です。 各事業者へ、お問い合わせください。

やむを得ず離職され、お仕事をお探しの場合

問合せ先： ハローワーク上野 ☎ 3847-8609(代表)

雇用保険の手当(求職者給付)

離職された方(求職者)が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付です。被保険者期間などの要件を満たす方について、離職前賃金日額のおよそ45%~80%の給付を実施しています。求職者ご本人が「求職の申込み」を行う必要がありますので、まずはハローワークにご相談ください。

対象者 以下を満たす方

- 離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方
- 原則として、離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある方
倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由による離職の場合は、離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある方

手続き 住所を管轄するハローワークに必要な書類を持参のうえ、ご自身で求職申し込みなどの手続きをしてください。

※ 受給手続きには、「離職票」も必要です。事業主に請求しているにも関わらず、離職して数日が経過してもなお「離職票」を事業主から受け取れない場合は、ハローワークにご相談ください。

ハロートレーニング(公的職業訓練)

技能・知識が不足していることから希望の職種に就くことが困難な場合、ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)があります。

受講料は無料です。(一部有料のものもあります。)テキスト代、交通費等実費については自己負担です。

募集時期や科目について、ハローワークインターネットサービスの「ハロートレーニングコース情報検索」、もしくは各都道府県労働局のホームページからご覧いただけます。

また、雇用保険を受給できない方がハローワークのあっせんにより、求職者支援訓練や公共訓練を受講する場合、一定の要件を満たす方に対して、訓練受講中に給付金が支給される制度があります。

詳細については、ハローワークにご相談ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/menu/shienkunren.html

